

(裏面)

【制度の対象住宅】

次に記載された団地における募集中の住宅（リノベーション住宅は除く）
ただし、福岡地区においては4階・5階の住宅を対象とする。

- <北九州地区>
- 観音山団地
 - 浅川団地
 - 本城西団地
 - 本城中央団地
 - 星ヶ丘団地

- <福岡地区>
- 小笹団地（52～55棟）
 - 壱岐団地
 - 西長住団地
 - 下大利団地
 - 紫団地
 - 京町団地
 - 京町第二団地
 - 紫第二団地
- ※4階・5階の住宅が対象

- <筑後地区>
- 大板井団地
 - 合川団地

【新婚子育て世帯及び近居世帯向け入居支援制度の適用資格】

□新婚・子育て世帯

通常の出居資格を満たし、入居本申込時点において、次のいずれかに該当する方の世帯。

① 新婚世帯

申込者及びその配偶者（事実婚及びパートナーシップ関係にある方並びに婚約者を含む。）の年齢の合計が80歳以下である方で、次のアからウのいずれかに該当する方の世帯。

- ア 婚姻の場合 婚姻日から5年以内の方。
- イ 事実婚またはパートナーシップ関係にある方の場合
同居を開始した日から5年以内の方
- ウ 婚約の場合 婚約中の方で、1年以内に婚姻予定の方。

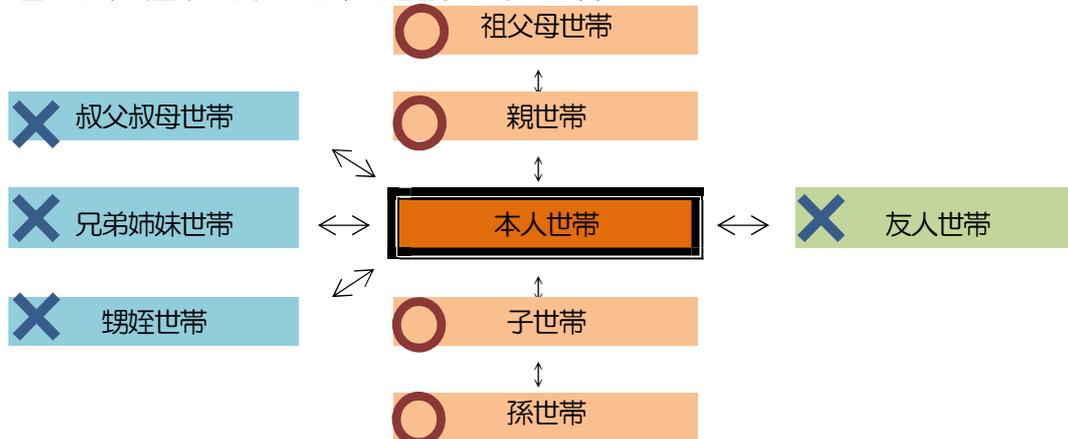
② 子育て世帯

18歳未満の子（18歳となった年度末までの子を含む。）がいる方の世帯。（「子」には、孫、甥、姪等の親族を含む。）

□近居世帯

通常の出居資格を満たし、入居本申込時点において、次の全てに該当する方の世帯。

① 下図・○印（直系血族）の世帯と近居する方の世帯。



- ② 半径 15 km以内（直線距離）に近居する場合における公社住宅に新規入居する方の世帯。
（同一公社団地内の近居、公社団地と公社団地の近居（15km以内）、公社団地と公社団地以外の近居）